

## 2014年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

## 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 民法

【問題】 次の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

Aは、Bに対し、1000万円の貸金債権を有していた。Bは、Cからも500万円を借り入れ、B所有の本件建物につき、Cのために抵当権を設定して、抵当権設定登記がされていた。Bは、抵当権が設定されたままの状態、時価800万円の本件建物を300万円でDに売却して、所有権移転登記がされた。さらに、Dは、抵当権が設定されたままの状態、本件建物をEに贈与した。

〔設問〕

AがEを被告として債権者取消訴訟（詐害行為取消訴訟）を提起する場合、判例の見解によると、どのような請求をすることになるか。次の中から選択し（複数選択可）、その理由を説明しなさい。

- 1 BがDとの間でした本件建物の売買契約を取り消す。
- 2 DがEとの間でした本件建物の贈与契約を取り消す。
- 3 Eは、Aに対し、本件建物につき所有権移転登記手続をせよ。
- 4 Eは、Bに対し、本件建物につき所有権移転登記手続をせよ。
- 5 Eは、Aに対し、300万円を支払え。
- 6 Eは、Aに対し、1000万円を支払え。

## 専門論文試験 民事訴訟法

【問題】 以下の〔事例〕を読み、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

XはYに対して建物甲の所有権確認の訴えを提起した(第1訴訟)。その請求原因として、「①もともと建物甲は、訴外Bから2000年3月に私の父Aが購入した。②Aは2012年12月15日に死亡した。③私(X)はAの唯一の相続人である。」と主張した。

これに対して、Yは、「①もともとAが建物甲の所有者であったことについては争わない。②Aが2012年12月15日に死亡したことも争わない。③しかし、私(Y)は、生前のAとの間で、建物甲を代金2000万円で購入する契約を結んでおり、しかも代金をすでにAに支払っているので、所有権は私にある。」と第1回口頭弁論期日において反論した。

〔設問1〕 その後、第3回口頭弁論期日において、Yは、「もともとAに所有権があったというのは誤りで、訴外Bから建物甲を購入したのは、Aではなく私Y自身である。A名義で所有権移転登記をしているが、それはYが一時的に債権者の差押えを免れる目的で行ったものである。」と主張を変更した。このような変更は弁論主義に反しないか、説明しなさい。

〔事例(続き)〕

第1訴訟では、建物甲についてのXの所有権を確認する判決が言い渡され、それがそのまま確定した。ところが、その後、今度はYが建物甲の所有権確認とY名義の移転登記手続を求める訴え(第2訴訟)を提起し、その請求原因事実として、「①2011年3月末にXの父Aから建物甲を代金2000万円で購入する売買契約を結んだ。②その後、代金を支払ったのにAがその義務を果たす前に死亡し、Xが相続し、X名義の所有権移転登記がなされている。」と主張している。

〔設問2〕 第2訴訟において、Xは第1訴訟でのX所有権確認の確定判決があることを主張した。裁判所はどのような判断をすべきであろうか、説明しなさい。